

マルハニチログループ サプライヤー ガイドライン

第 2 版（2022 年 7 月改訂）

マルハニチロ株式会社

1. はじめに

マルハニチログループは、お取引先さまと共に『グループ理念』の実践および誠実な事業活動を遂行するサプライチェーンを構築し、調達活動における社会的責任を果たしてまいります。

マルハニチログループは、人権、労働慣行、環境などの社会的責任を定めた「国連グローバル・コンパクト 10 原則」および国際規格「ISO26000」を指標とし『グループ行動指針』に反映させております。

この考え方に基づいたサプライチェーンにおける社会的責任を推進するには、お取引先さまにマルハニチログループの考え方をご理解いただき、協働していただくことが不可欠です。

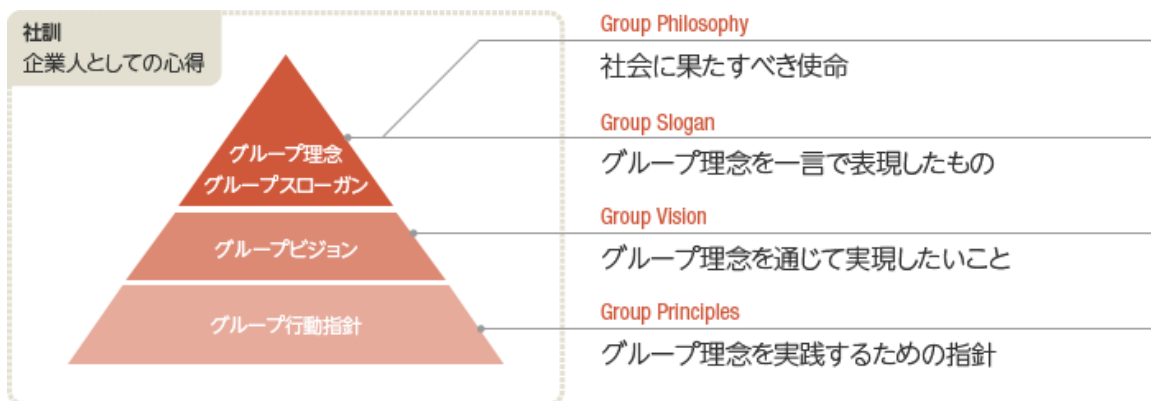
この度、新たにお取引先さまへの価値提供として『サプライヤーガイドライン』を制定いたしました。

お取引先さまとマルハニチログループにおけるサプライチェーンの競争優位性を高め、持続的な社会の発展に貢献するために、積極的なお取り組みをお願いいたします。

グループ理念

私たちは誠実を旨とし、本物・安心・健康な『食』の提供を通じて、人々の豊かな暮らしとあわせに貢献いたします。

グループ理念体系



2. ガイドライン

I. 組織統治

法令遵守

- ・各国の法令と倫理・社会規範の遵守をお願いいたします。

適切な輸出入管理

- ・関連法令に基づいた適切な輸出入管理をお願いいたします。

情報開示

- ・ステークホルダーに対し積極的な情報開示をお願いいたします。

反社会的勢力の排除

- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体の活動を助長する行為は、直接的、間接的あるいは国内外問わず一切行わないようお願いいたします。

IUU 漁業の廃絶

- ・調達する水産物においては、トレーサビリティの徹底により IUU 漁業に関わっていないことの確認をお願いします。

II. 人権

強制労働・児童労働の禁止

- ・基本的人権を侵害するあらゆる形態の強制労働・児童労働の排除および加担をしないようお願いいたします。

ハラスメントの禁止

- ・基本的人権を侵害するあらゆるハラスメントの排除をお願いいたします。

差別の禁止

- ・基本的人権を侵害する雇用と職業に関する差別の撤廃をお願いいたします。

III. 労働慣行

従業員の健康および職場の安全性の確保

- ・従業員の安全と健康を維持する職場環境の確保をお願いいたします。

職場における人材育成および訓練

- ・従業員に対する能力開発とキャリアアップの機会提供をお願いいたします。

団結権の尊重

- ・労働者の権利である団結権の尊重をお願いいたします。

適切な賃金の支払い

- ・法定最低賃金を遵守した支払いと不当な減額の禁止をお願いいたします。

適切な労働時間の管理

- ・法定労働時間を遵守した従業員の休日、休暇の適切な管理をお願いいたします。

IV. 環境への配慮

マネジメントシステムの運用

- ・貴社の組織における環境マネジメントシステムの整備・運用をお願いいたします。

地球環境保全と負荷低減

- ・環境負荷の低減、環境汚染の防止、地球環境保全への取り組みをお願いいたします。

化学物質の管理と削減

- ・化学物質の適切な管理と削減への取り組みをお願いいたします。

持続可能な資源の利用

- ・持続可能な資源・エネルギーの利用と廃棄物削減の取り組みをお願いいたします。

温室効果ガス削減

- ・地球温暖化に配慮した取り組みをお願いいたします。

生物多様性の配慮

- ・事業活動における、生物多様性や生態系に配慮した取り組みをお願いいたします。

環境に配慮した商品

- ・納入製品や包材資材等の物品やその製造にあたって、積極的な環境配慮の取り組みをお願いいたします。

V. 公正な事業慣行

公正かつ健全な取引の実施

- ・原則として競争見積りによる調達を行い、貴社における調達先さまへ公平な参入機会のご提供をお願いいたします。

腐敗防止の徹底

- ・マルハニチログループは、国や地域の商習慣を逸脱した、接待・贈答を含む不適切な私的利益供与の授受を一切禁止しております。貴社におかれましては、調達関係者個人といかなる利害関係も持たないようお願いいたします。

情報管理・知的財産権の尊重

- ・マルハニチログループのノウハウや秘密情報の管理ならびに第三者の知的財産権を尊重し、不正使用や侵害行為のないようお願いいたします。

VI. 消費者課題

品質保証

- ・ マルハニチログループの要求を満たす水準の製品・サービスの品質維持をお願いいたします。また納入していただく製品の品質に関し、法令、条例およびマルハニチログループが提示する自主基準等の遵守とその保証をお願いいたします。

安全衛生の確保

- ・ 健康被害の防止、正確なトレーサビリティ情報の提供、各国の法令で定める安全衛生基準の遵守およびマルハニチロの要求を満たす水準の確保をお願いいたします。

安定供給とアフターサービス

- ・ 顧客や市場からの要求に応じ、安定供給に努めていただきますようお願いいたします。
- ・ 納品いただいた商品・サービスに対する責任あるアフターサービスをお願いいたします。

情報開示

- ・ 正確で公正な情報開示をお願いいたします。

個人情報の保護

- ・ 個人情報の適切な管理をお願いいたします。

VII. コミュニティの参画およびコミュニティの発展

地域社会貢献

- ・ 地域文化の尊重と地域社会の一員としての役割を果たし、社会の成長と発展に寄与する活動をお願いいたします。

VIII. 持続可能なサプライチェーンの構築

サプライチェーンへの展開

- ・ 持続可能なサプライチェーン構築のために、貴社のお取引先さまへの協力依頼およびご指導をお願いいたします。

3. モニタリング

お取引先さまにおかれましては、定期的な調査または必要に応じたマルハニチロ担当者の現地訪問に、ご協力いただきますようお願いいたします。

当ガイドラインに適合しない事例が確認された場合は、改善をお願いするとともに、解決に向けた必要な支援をさせていただきます。

2017年12月制定

2022年7月改訂